

第59号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の6.7 を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の6.3 を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 3万8,700円 とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 3万4,500円 とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に</p>

係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.2 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万3,300円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.1 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万5,600円 とする。

(納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第22条 保険税の賦課期日後において納付義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもつて算定した第11条第1項の額(第30条 及び第30条の3の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

(低所得者の保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定

係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.1 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万3,000円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の1.9 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万4,000円 とする。

(納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第22条 保険税の賦課期日後において納付義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割りをもつて算定した第11条第1項の額(第30条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

(保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定

同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **2万7,090円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **9,310円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **1万920円**

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数

同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **2万4,150円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **9,100円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について **9,800円**

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数

が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **1万9,350円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **6,650円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,800円**

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,740円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2,660円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **3,120円**

が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **1万7,250円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **6,500円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,000円**

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **6,900円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2,600円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2,800円**

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第30条の3 当該年度において、その世帯

に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第11条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条第3項」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第30条に規定する基準に従い保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に第30条各号に規定する場合に応じてそれぞれ同条各号アに掲げる額を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条第3項」と、「同条各号ア」とあるのは「同条各号イ」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

